

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年11月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第51号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の4」を「第19条の5」に改める。

第9条第1項第1号及び第3号中「第12項」を「第13項」に改め、同項第4号中「若しくは第2項」を「第2項若しくは第7項」に改める。

第19条の4第1号中「前条」を「第19条の3」に改め、第5章中同条を第19条の5とし、第19条の3の次に次の1条を加える。

(大規模建築物の敷地と道路との関係の特例)

第19条の4 建築基準条例第6条第2項に規定する別に定める場合は、法第3条第2項の規定により建築基準条例第6条第1項の規定の適用を受けないで建築された建築物の敷地内で、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「増築等」という。）をする場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときとする。

- (1) 増築等により当該敷地内の建築物の従前の用途を変更しないこと。
- (2) 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が増築等の前の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計を超えないものであること。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)